

富山県農業近代化資金利子補給金交付要綱

(平成9年2月7日付け流経第147号農林水産部長通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号)第21条の規定に基づき、富山県農業近代化資金融通規則(昭和37年富山県規則第2号。以下「規則」という。)に定める利子補給金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付)

第2条 県は、農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)に規定する農業近代化資金(以下「近代化資金」という。)を貸し付ける規則第2条第1項に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、当該近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率)

第3条 利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農 業 近 代 化 資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
【融資機関】 1号:農協 2号:信連 3号:共済連 4号:農中 5号:銀行・信用金庫 【貸付対象者】 1号:農業者(個人) 2号:農協 3号:農協連 4号:農事組合法人、集落営農組織等	法第2条第2項 第1号、第2号、 第4号及び第5 号に掲げる融資 機関が同条第1 項第1号に掲げ る者に貸し付け る場合	法第2条第2項 第1号に掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2項 第2号から第5 号までに掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合
(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。		
(2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。		
(3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。		
(4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。		
(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。		

(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。
(7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金		農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。
(8) 前各号に掲げるものうち、知事が特に必要と認めて指定する次の資金	ア 米麦乾燥共同利用施設の取得に必要な資金（法第2条第1項第2号から4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。
	イ 農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。
	ウ 知事が別に定める基準に基づく水田転作に必要な第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号に掲げる資金	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき国が県に通知する率とする。

（利子補給契約書）

第4条 規則第4条に定める利子補給については、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の計算）

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における近代化資金につき、第3条に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の請求）

第6条 融資機関は、前条の規定によって算出された利子補給金の交付を受けようとするときは、1月1日から6月30日までの分については7月31日までに、7月1日から12月31日までの分については翌年1月31日までに、農業近代化資金利子補給金請求書（別記様式）を県に提出しなければならない。

（利子補給金の支払）

第7条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、審査のうえ適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に、これを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第8条 知事は、近代化資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関をして繰上償還を命じさせ、又は利子補給を打ち切ることがある。

(電子情報処理組織による手続等)

第9条 第6条の農業近代化資金利子補給金請求書の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を利用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

2 この要綱の規定による申請、届け出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県条例第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

この要綱は、令和7年7月18日から適用する。ただし、令和7年7月17日までに貸し付けられた農業近代化資金の利子補給率については、なお従前の例による。